

顧問契約書

_____ (以下、甲という)と社会保険労務士・行政書士、田中靖啓事務所 (以下、乙という)は、甲の人事労務管理に関し、乙にその業務の一部及び、コンサルティング委託することについて以下のとおり契約する。

第1条 甲が乙に委託する業務の範囲は以下のとおりとする。

- (1) 甲の従業員の入社、退社に伴う社会保険の資格取得・喪失に関する事務代理及び算定基礎届け、月額変更等の作成・届出事務
- (2) 甲の従業員の雇用保険の資格取得・喪失及び退職時諸手続きに関する事項
- (3) 甲の労働保険の年度更新等に関する事務代理
- (4) 甲の従業員の業務上災害(労災)及び通勤災害に関する事項
- (5) 甲の従業員の人事・労務管理に関する一般的事項(社内規定含む)のコンサルティング
- (6) 甲の従業員の雇用管理上のトラブル解決の為の相談業務
- (7) 甲の求めによる甲の社内諸制度、諸規定の監修と相談業務
- (8) 甲の求めによる乙の業務範囲に関する事項のコンサルティング

第2条 この契約に関して、甲における乙の身分は「顧問」とし、乙は甲の指定する事案について調査、立案、実施、改善及び関係先への書面提出等の各段階において、適切な方法により助言、指導を行い、及び必要に応じて事務代理を行なう。

第3条 甲は乙が前条の業務を円滑に遂行するために要請したときは、必要に応じて甲の従業員をその補助に充てるものとする。

第4条 乙は第1条の業務を遂行するために必要な資料を甲に求め、甲はこれを提供するものとする。
2、乙は前項の資料をその目的のみに用い、他に流用しない。

第6条 事案に関し、出張等がある場合、これに要する乙の出張費用については甲が負担し甲の社内規定を適用する。

第7条 本契約に関し、業務上知り得た甲の機密事項については、乙は本契約期間中のみならず、本契約終了後といえども漏洩してはならない。

第8条 甲が乙の助言等を受け入れず、又は、乙の了知しないところで為した甲の違法行為により、甲が訴追された場合は乙はいかなる責めをも負わない。

第9条 本契約は平成18年 月 日から平成 年 月 日までの一年間とする。

第10条 本契約において、甲が乙に支払う顧問報酬は、月額 円とし(税込み、甲において10%の源泉徴収を行なう)毎月25日限り、乙の指定する金融機関の乙名義の口座に振り込むことにより支払うものとする。

第11条 甲乙両者間に重大な信義則違反その他本契約を継続し難い事態が生じた場合は、協議により解約する。

2、第1項によらない場合でも、甲乙いずれかが3ヵ月前に相手方に通知することにより、本契約を解約することができる。

第12条 本契約に定めのない事項、または本契約の条項についての解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議をもって協議し、解決をはかるものとする。

以上、本契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各々一通を保有する。

平成 年 月 日

甲

(住所) _____

(氏名) _____

乙

(住所) _____

(氏名) _____